

やわたの上下水道

第10号
令和3年2月



市民防災広場雨水地下貯留施設完成までの様子

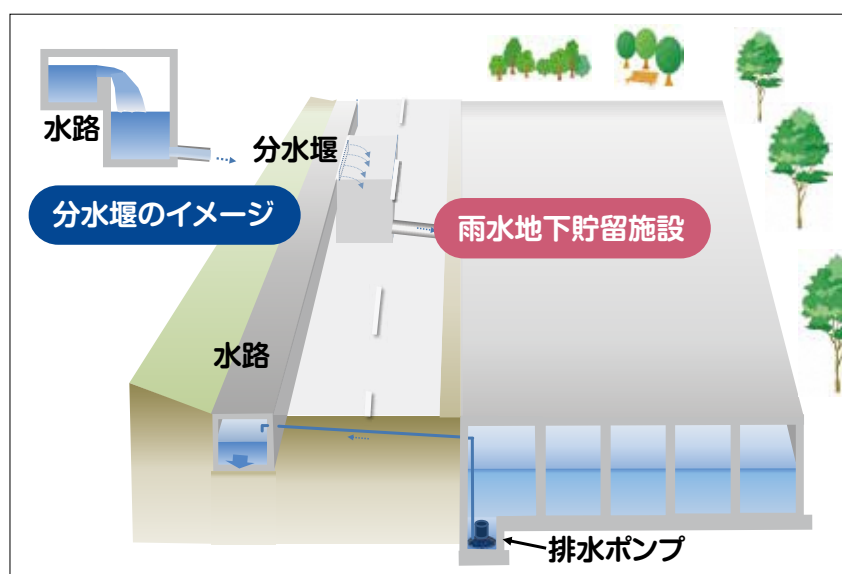
市民防災広場雨水地下貯留施設完成

上の写真は、八幡植松地内にある八幡市消防署東側の市民防災広場に設置された雨水地下貯留施設が完成するまでの様子です。平成29年度から施工していました雨水地下貯留施設設置工事が、工事費約7億4千万円で令和2年3月に完成しました。

この雨水地下貯留施設の貯留量は約3,100m³で、一般的な小学校の25mプールで約9個分の雨水を貯めることができます。

雨水地下貯留施設とは、近年の集中豪雨等によって発生している浸水被害を軽減する対策として、降雨により水路の水位が上がり溢れそうになった雨水を一時的に貯めておき、水路の水位が下がったときにポンプでくみ上げ水路に排水する施設です。

この施設の完成によって、浸水被害を軽減することが可能となりました。しかし、大雨や台風等が近づいているときは、各種災害情報や気象情報等に注意して、水害に備えるようお願いします。



雨水地下貯留施設内のイメージ図



プレキャスト式雨水地下貯留施設内の写真

上下水道事業の経営状況

八幡市の上下水道事業は、市民の皆さまからお支払いいただいた水道料金や下水道使用料を主たる財源として、施設の整備、維持管理及び事業運営に必要な費用をまかなっています。

上下水道事業の経営状況については、節水機器の普及や人口減少社会を迎えて、ますます水道水の需要が減少傾向にあり、収入が減少しています。そのため、計画的な事業執行を行い、より効率的な事業経営に努めています。

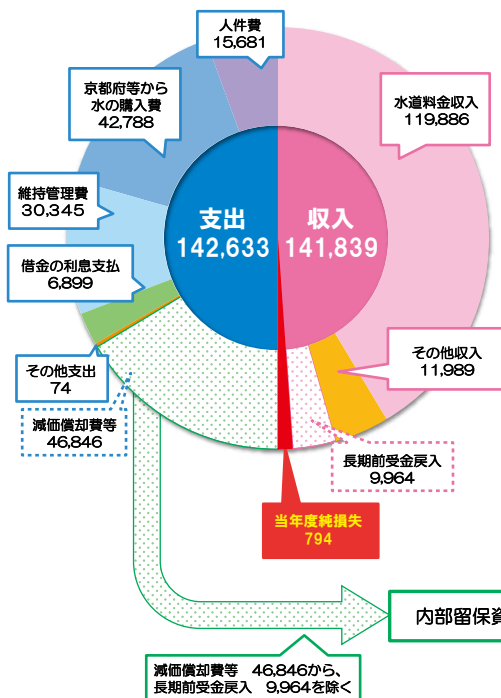
令和元年度水道事業会計決算状況

☎ 経営課上水道係 (☎983-1124)

収益的収支

(水道事業を運営するために要した経費と財源)

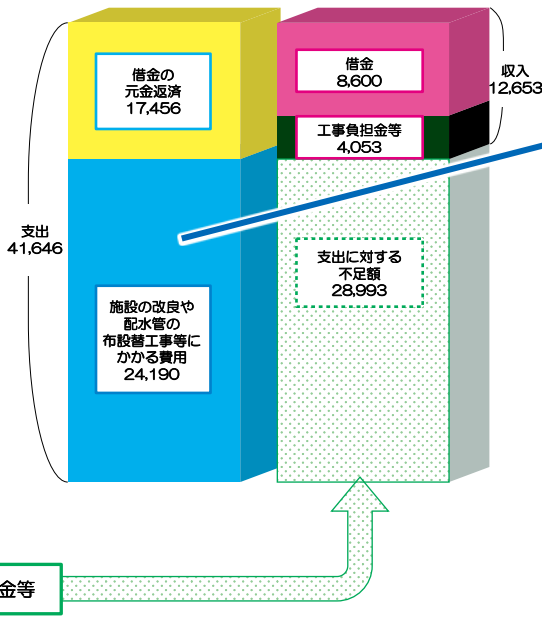
(単位:万円、税抜)



資本的収支

(水道施設を作るために要した経費と財源)

(単位:万円、税込)



〈令和元年度に行った工事〉

- ・ 栗ヶ谷配水池耐震補強工事
- ・ 配水管布設替工事 (八幡園内・高畑地区、男山長沢地区 等)
- ・ 府営水受水管布設(耐震化)工事 など



まだまだ厳しい経営状況です。

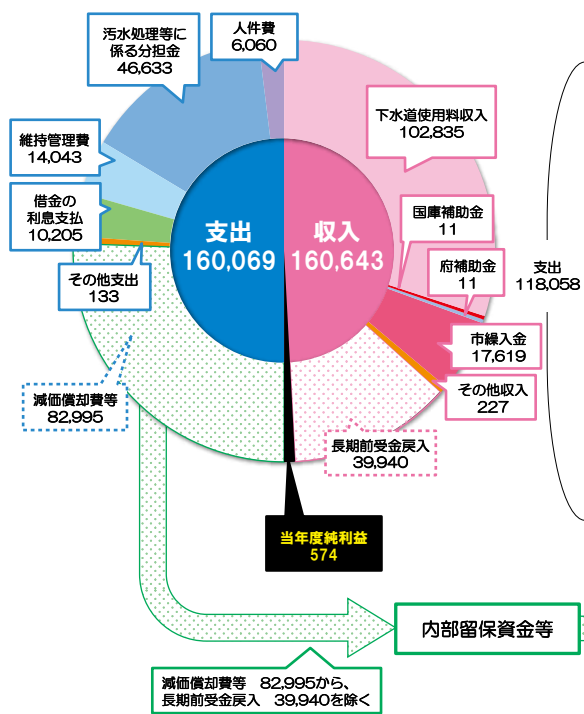
令和元年度下水道事業会計決算状況

☎ 経営課下水道係 (☎983-5439)

収益的収支

(下水道事業を運営するために要した経費と財源)

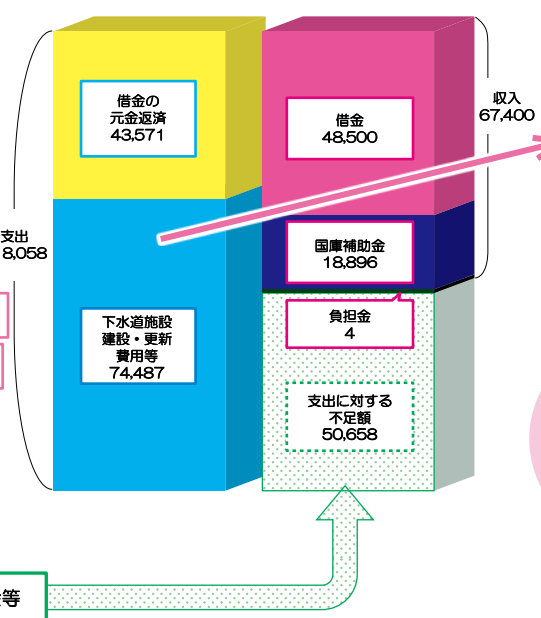
(単位:万円、税抜)



資本的収支

(下水道施設を作るために要した経費と財源)

(単位:万円、税込)



〈令和元年度に行った工事〉

- ・ 戸津地区枝線管渠布設工事
- ・ 市民防災広場雨水地下貯留施設設置工事
- ・ 川口地区雨水排水路改修工事
- ・ 男山・西山地区管渠長寿命化工事
- ・ 橋本地区他管路施設耐震化工事 など

令和元年度は市民防災広場雨水地下貯留施設の完成等で資本的支出が増加しています。



【用語説明】

- 減価償却費 : 固定資産の経年による価値の減少を毎年費用化したものです。
- 長期前受金戻入 : 固定資産に係る国庫補助金や受贈財産等を毎年収益化したもので、減価償却費等と同時に計上されます。
- 汚水処理等に係る分担金 : 八幡市の下水道では、京都府の木津川流域下水道（洛南浄化センター）や、大阪府の淀川左岸流域下水道（渚水みらいセンター）で汚水の処理を行っているので、これらに対して支払う負担金等です。

水道管の老朽管更新及び耐震化について 閤上水道課施設係(☎983-5360)

近年、大規模な地震を含む自然災害が多数発生しており、ライフラインの一つである水道施設の耐震化を行うことが喫緊の課題となっています。

八幡市の水道管は、約25%が更新時期を迎えており、計画的に更新していく必要があります。八幡市では水道管の更新の際に、地震に強い耐震管を採用し、耐震化も兼ねた老朽管更新を行っています。

八幡市の水道施設の耐震化率は、水道管で約25%（※耐震適合率）、配水池で約98%となり、前年度より約1%ずつ上昇しました。また、浄水場や受水場は耐震化が完了しています。(令和元年度末時点)

※耐震適合率とは、総延長のうち、耐震適合性のある管路延長の割合です。

「耐震適合性のある管路」とは、「耐震管」に「耐震管以外でも管路が布設された地盤の性状を勘案すれば耐震性があると評価できる管」を加えた管のことをいいます。

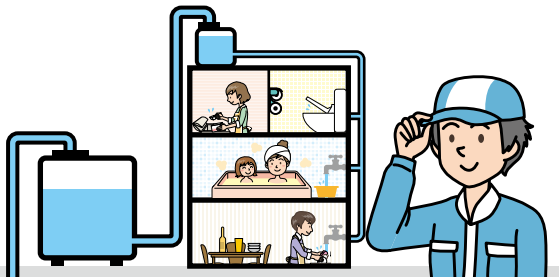
受水槽の管理は設置者の責任です！

閤上水道課給水係(☎983-5328)

受水槽に入るまでの水質は八幡市が管理していますが、受水槽以降の水質は設置者が管理することになっています。設置者は、いつでも安全で衛生的な水が供給されるよう管理を行ってください。(特に、受水槽の有効容量が10m³を超える場合は、法令により年1回以上の清掃と定期検査が義務付けられています。)

適正管理のポイント

- ①水質検査：蛇口から出る水の色、濁り、におい、味等の外観や残留塩素について定期的に点検し異常を認めたときは必要な水質検査を実施してください。
- ②水槽の清掃：毎年1回以上、定期的に行ってください。
- ③施設の点検と改善：水槽の亀裂等によって有害物質や汚水等による汚染が生じないように点検を行い、欠陥を発見したときは速やかに改善してください。また、地震、凍結、大雨等水質に悪い影響を与える恐れのある事態が発生したときも速やかに点検を行ってください。
- ④書類の保存：点検記録及び図面を保管しておきましょう。
- ⑤給水の緊急停止：供給する水が人の健康を害する恐れがあると分かったときは、直ちに給水を停止し、この旨を利用者等の関係者に周知してください。また、同時に上水道課給水係にその状況を連絡してください。



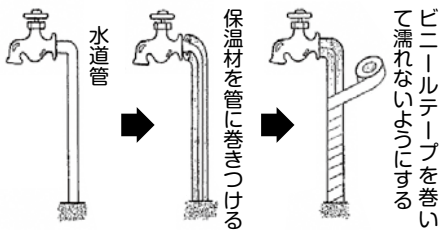
水道管の凍結にご注意ください

閤上水道課給水係(☎983-5328)

気温がマイナス4度以下の厳しい寒さになると防寒の不十分な水道管内では、水が凍り破裂する可能性があります。凍結は屋外に配管された次のようなところで多く発生します。

- ・管が露出しているところ
- ・風あたりの強いところ

- 防寒対策としては
保温材を管に巻きつけ保温材自体が水に濡れないように、上からビニールテープ等でしっかり巻いてください。
- 水道管が破裂したら
メーターボックス内にある元栓(止水栓)を閉めてください。それから上水道課給水係または八幡市指定給水装置工事事業者へご連絡ください。



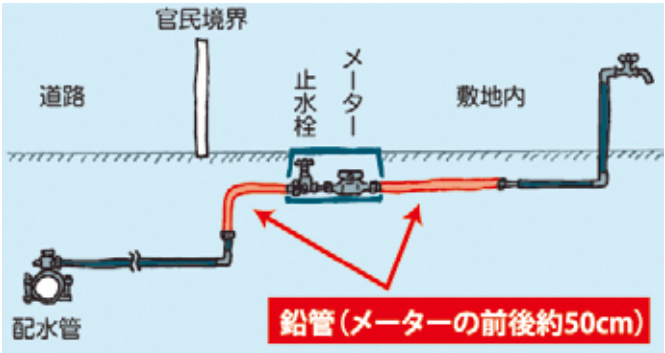
耐震管は継手に伸縮、離脱防止機能を備えており、地震等で地盤が動いても対応できる管路となっています。

鉛製給水管について 閤上水道課給水係(☎983-5328)

八幡市では、基本的には鉛製給水管の取替えは完了していますが、事情により残っている箇所があります。

鉛製給水管が残っている箇所につきましては、漏水等が発生した場合に引き続き個別に取替えをさせていただきますので、上水道課給水係までご連絡ください。なお、取替費用は市で負担させていただきますが、障害物の撤去や、タイル等で装飾されている場合の復旧は個人負担となります。

また、鉛製給水管は、旅行等で水を長時間使用されない場合、水質基準上問題はありませんが、わずかに鉛が溶け出すこともありますので、使い始めに、バケツ一杯分くらいの水を洗濯や掃除等の飲み水以外にお使いください。



ご家庭でできる災害時の備え 閤上水道課給水係(☎983-5328)

- 「1人1日3ℓを3日分」を目安に備蓄しましょう。
- 1. 飲料水
人間が生命を維持するために必要な水の量は、成人で1日3ℓとされています。災害に備えて約3日分程度の飲料水の備蓄をお願いします。
1人1日3ℓ × 家族の人数 × 3日
 - 2. 水を入れる容器
給水車から水を運ぶための容器の準備をお願いします。
おとな 10ℓ 程度
こども 5ℓ 程度 の大きさで持ち手があると便利です。
 - 3. 水のため置き
お風呂の残り湯は災害時の消火用や、トイレや洗濯等の生活用水として活用できます。

リーフレットをお配りしています

閤上水道課給水係(☎983-5328)

リーフレット「水道水の安全のために～知っておきたい水道のお話～」を、「やわたの上下水道」と一緒にお届けしています。水道水や給水装置に関するお話を、イラストを使ってわかりやすく掲載していますので、ぜひお読みください。

八幡市水道ビジョン素案 並びに 八幡市下水道事業経営戦略素案 に ご意見をお寄せください

本市水道事業では、安全・安心な水道水をこれからも安定的に供給するため、市の水道事業が目指すべき将来像とその目標、さらには目標の実現に向けて推進していく施策を示す「八幡市水道ビジョン」の改定に取り組んでいます。また、本市下水道事業では、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする「八幡市下水道事業経営戦略」の策定に取り組んでいます。このたび、「上下水道事業経営懇談会」における審議を経て、それぞれの素案がまとまりましたので、市民の皆さまからのご意見を募集します。

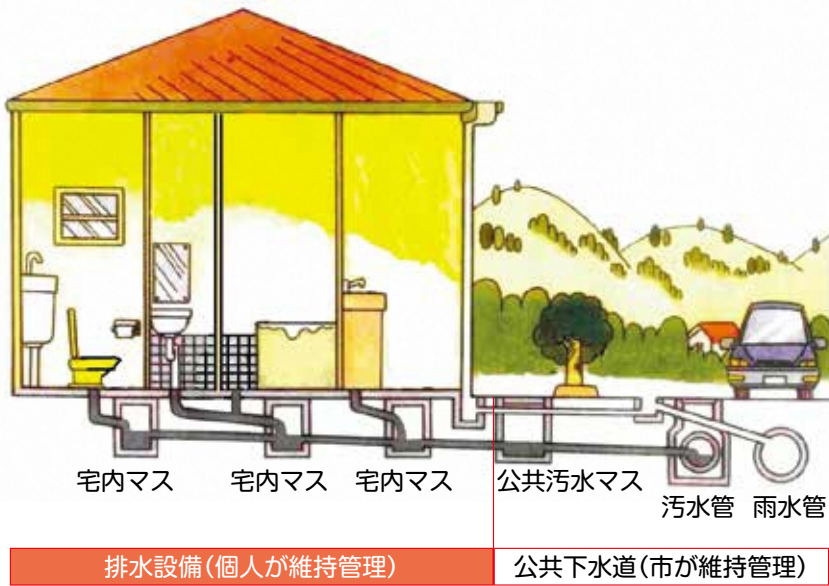
なお、素案は市役所2階の閲覧コーナー、経営課窓口、市ホームページでご覧いただけます。

- ・ 募集期間 令和3年1月29日(金)～2月18日(木)
- ・ 募集対象 市内在住、在勤、在学の人、市内に事業所(事務所)を有する人
- ・ 提出先 上下水道部経営課
- ・ 提出方法 様式に定めはありません。あなたのご意見、住所(所在地)、氏名(法人名等)、電話番号を記入し、次の1から4のいずれかの方法でご提出ください。
 1. 郵送 〒614-8037 八幡市八幡高畑1-1 八幡市上下水道部 経営課
 2. ファックス送信 (075)983-7671
 3. 市ホームページ 問合せフォームからメール送信
 4. 上下水道部 経営課(市役所分庁舎1階)へ持参
- ・ そ の 他 電話、口頭でのご意見等は正確に把握できない可能性がありますので、お断りしています。また、個々のご意見等に対して直接、回答はできませんので、ご了承ください。なお、提出されたご意見は無記名の上、そのご意見に対する市の考え方とあわせて、ホームページに掲載します。

☎経営課上水道係(☎983-1124) 下水道係(☎983-5439)

下水道の維持管理について

☎下水道課管理係(☎983-5459)



下水道施設は、市が管理する部分と個人が管理する部分に分かれていて、個人が管理する部分を排水設備といいます。また、下水道管には污水管と雨水管があり、八幡市は分流式という方式で污水と雨水を別々に排水しています。

木根の侵入による排水設備の詰まりについて

☎下水道課管理係(☎983-5459)



各家庭のマスや排水管といった排水設備に敷地内の草木の木根が侵入し、その木根に汚物等が絡まって排水管を詰まらせてしまうといった排水不良が多く発生しています。木根が侵入する原因は、経年劣化による排水設備の破損や接続不良等が考えられますが、これは高圧洗浄による一時的な通管では解消されませんので、排水設備の取替や修繕といった工事が必要になります。排水設備工事は軽微なものを除いて、八幡市下水道排水設備指定工事業者でなければ行うことができません。市ホームページに掲載されている指定工事業者一覧をご確認のうえ、原因の調査・工事等のご依頼をお願いします。下水道課の窓口でも指定工事業者一覧をご確認いただけます。

下水道のトラブルを未然に防ぐために ☎下水道課管理係(☎983-5459)

- 水洗トイレに流してはいけないもの
水に溶けないティッシュ、キッチンペーパー、オムツ、生理用品等の水に溶けないもの
→排水管の詰りの原因となります。
- 台所に流してはいけないもの
野菜くず、残飯、食用油 →排水管の詰りの原因となります。
- 公共マスに流してはいけないもの
灯油、ガソリン、シンナー、自動車の廃油 →排水管内で爆発を起こす可能性があるため、非常に危険です。
- 防臭マス清掃のお願い
防臭マスには構造上、台所からの油や風呂・洗面からの毛髪等を溜める構造になっているものがあります。
2ヵ月に1回程度、蓋を開け、油分やごみ等を取り出し清掃をしてください。
取り出したごみは、燃やすごみとして出してください。
- マンホールや公共汚水マスから、污水があふれている場合は、すぐに下水道課にご連絡ください。

